

件 名	愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主 管 課	消防防災安全課
根拠法令等	高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和４年６月２２日公布、令和８年１２月２１日ほか施行）
【改正の概要】 高圧ガス保安法の一部を改正する法律（令和４年公布）により、令和５年１２月から保安実施者の認定制度が新たに導入されたことに伴い、旧制度による認定に係る申請等に対し、３年間の経過措置期間が設けられていたが、令和８年１２月２１日に新認定制度へ完全に移行される。 その新認定制度への完全移行による旧認定制度に関する条文の削除及び旧認定制度の届出等を附則に規定するなどの法改正に伴い、「愛媛県手数料条例」及び「愛媛県事務処理の特例に関する条例」を以下のとおり改正する。 【改正の内容】 ○愛媛県手数料条例 ・新認定制度の条文繰り上げに伴う条項ずれ対応 ○事務処理特例条例（高圧ガス保安法に係る事務の権限委譲（松山市及び新居浜市）） ・旧認定制度の廃止に伴う届出等の根拠規定を附則に明記 ・新認定制度の条文繰り上げに伴う条項ずれ対応	
施 行 日	令和８年１２月２１日
【その他参考事項】	